

ニーズ募集に提出された課題(詳細版)関連部分抜粋

参考資料3

※ 「著作物等の利用円滑化のためのニーズ募集」に提出のあった課題や解決方法について、事務局において適宜記述を要約しております。また、課題の解決方法にある記述については、事務局の判断においてより適切と思われる欄に移動したものもあります。

団体	個人	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さない判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決	
77①		<p>下記①及び②のためには、網羅的に情報を収集しDBを作成する必要がある。バックエンドでの情報の複製、翻案等、結果情報の提供が行われ、これらの中には著作物が含まれるが、全てについて著作権者から許諾を得て利用することは現実的ではない。</p> <p>① 検索サービス 47条の6は、創設当時の検索サービスを想定して多くの要件が課されているため、検索サービスの発展において課題が生じている。既に課題が生じている例は次のとおり。 公衆がアクセス可能な情報であって、インターネット上にないものを利用し、利用者の探す情報の所在を提示する検索サービスを提供することができない。(具体例として、①書籍検索サービス(例:Google Books)、②街中のカメラ等を活用した街中風景の検索サービス、③曲名を調べることができる検索サービス(例:Shazam))</p>		<p>(1) 47条の6を柔軟化する改正による解決 以下より、上記利用は、著作権者等の利益を不当に害さないものと考えられる。 (i) 軽微であること 著作物の提示や提供自体を目的としていないため、サービスのための著作物の利用は、軽微であるといえる。 ・ 収集・蓄積はバックエンドで行われるにすぎず、著作物の表現を知覚的に享受されることはない。 ・ 結果の提供は、サムネイルやスニペットに限る等、著作物の所在情報を知らせる範囲で行われる限りにおいて、軽微な利用であると言える。 (ii) 権利者自らが公開した情報であること 公衆がアクセス可能な状態に置かれた著作物は、基本的にはその所在を知らせるサービスにおいて利用されることについて、権利者は黙示的に許諾していると考えられる。もともと、権利者の許諾なく公衆がアクセス可能な状態に置かれている著作物については、黙示の許諾があるとは言えないため、そのような著作物を検索の対象としないう(特に出力してしまわないよう)、検索サービス提供者が措置を講ずる必要がある。この点、現行法47条の6では、以下を要求している。 ・ ID/Pass等の受信者の識別情報の入力を求めるなどの手段が講じられている場合は、その手段を講じたものの承諾を得る。 ・ robot.txtなどの収集禁止措置が置かれている場合には収集しない。 ・ 違法に複製され、送信可能化された情報であることを知ったときは、その後スニペットやサムネイルとして表示しない。 (iii) 元の情報へのアクセスが確保されること 検索結果としてリアル等の情報の「出所」を表示して、元の情報へのアクセスを提供することにより、権利者のコンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者に生ずる。この点、現行法47条の6は、元のページへのアクセスを可能とするため、URLとともに結果の提供を行うことを義務付けている。</p>			
77②		<p>② 分析サービス 多様な情報分析の結果を提供する「分析サービス」を提供することができない。(具体例として、①ブログ評判情報分析サービス、②メディアモニタリングサービス(例:TV Eyes)、③論文剽窃検出サービス(例:Turnitin)などの分析サービス)</p>	<p>(1) ①について 47条の6の対象を、「送信可能化された情報」だけでなく、公衆がアクセス可能な情報を対象とする柔軟化を希望。</p> <p>(2) ①-③など、今後の情報活用に関して 現行著作権法の個別の権利制限規定に加え、これを補完するための受け皿規定(一般規定)を導入すべき。(サービスや技術の発展が見えてきた段階で、あるいは後追いで、個別規定を立法する対応では、その発展を阻害しかねない。サービスや技術の発展に萎縮を与えないため。)</p>				ヤフー株式会社
77③		<p>③バックエンドでのデータ活用 大量かつ多様なデータ分析におけるバックエンドでの複製、蓄積を行うことができない。対象となる情報の中には著作物が含まれるが、全てについて著作権者から許諾を得て利用することは現実的ではない。バックエンドでのデータ活用の例は次のとおり。 ・ 視覚的に目に入るデータ、聴覚的に耳に入るデータがカメラやマイクを通じて収集されデジタル化され、サーバで分析されてコミュニケーションで利用される。 ・ 音楽CDデータからフィンガープリントを作成し、海賊版探索や音楽の利用報告データ作成、曲名検索などに活用する。 ・ さまざまなデータを収集・分析し、分析結果を調達、製造、流通、小売で活用する。 ・ さまざまなデータを収集・分析し、分析結果を犯罪対応で活用する。</p>		<p>(2) 権利制限の一般規定の導入による解決 ・ 以下のような著作権者の利益との調整を図る仕組みをもつ一般的な規定を設けることにより、著作権者の利益が不当に害されないこととすべきであると考えられる。 ・ 「・に定める行為のほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らし、やむを得ないと認められる場合は、その著作物を利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」 ・ また、個別規定の受け皿規定とすることにより、利用者が、どのようなサービス等であれば許容されるのかあるいは許容されないのか、予測がしやすくなる。これにより、居直り的な侵害などによる被害は生じにくくなるものと考えられる。</p>			

団体	個人	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さない判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決	
65①		<p>・サイバーフィジカルシステム(CPS)は、著作物を含む莫大な情報を蓄積し、係る情報を分析・解析することによって得られた付加価値情報とともに活用されることによって、社会のテクノロジーやビジネスのイノベーションを起こす鍵となることが期待されている。これらの情報は、利用者の求めに応じて取り出され、またはシステム側から自動的に(プッシュ型で)出力され得る状態でサーバー内に蓄積されることが想定される。今後こうしたCPSに類型される多様なビジネスが生まれていくと考えられる。</p> <p>・CPSの実現には、著作物の取り込み、蓄積及び出力が必要となる。第47条の6は、行為主体や対象著作物の範囲が限定されており、「公衆からの求めに応じ」の解釈によっては自動的出力には適用が難しい。第47条の7では、利用目的が「情報解析」に限定されており解析目的以外の設置には適用が難しく、設置した複製物・翻案物の出力は許されない。第47条の5は、送信の障害防止、効率化を目的として特定の主体にのみ蓄積が認められるに過ぎない。第47条の9は、「情報提供の準備」該当性の問題があり、また複製物・翻案物の出力は許されない。</p>					
65①		<p>《機械翻訳サービス》</p> <p>・機械翻訳の精度を上げるため、 (a) システム利用者が翻訳の対象としてシステムに入力した原文に近い用例をデータベースから検出し、その差分によって翻訳文を作成する「用例ベース翻訳」と、 (b) データベースとして蓄積された用例を統計的処理してモデル化したうえで翻訳文を作成する「統計的機械翻訳」の研究が進んでいる。</p> <p>いずれの方式も他者の著作物を翻訳用例としてシステムに蓄積した上で翻訳結果を表示することになるが、当該蓄積および翻訳行為が複製権および翻案権を侵害する行為と評価される可能性を否定できないために萎縮効果が生じている。</p>	<p>個別の事例について柔軟に判断ができる可能性を有する権利制限が置かれるのが望ましい。ここではCPSを想定しての制度検討をしているが、特定の技術的な観点からの要件を設定しない権利制限規定であることが望ましく、以下(a)(b)のような行為を対象とした権利制限規定を設けるべきと考える。</p> <p>(a) 将来の利用に備えて、情報を特定のサーバーに蓄積する行為に伴い著作物を記録する行為であって、当該行為のみによっては、行為者が著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するものではない行為</p> <p>(b) 上記(a)の行為によって蓄積された情報について、行為者の行為の全体を評価して、著作物の表現の本質的な特徴を利用者に享受させない態様もしくは権利者に経済的不利益を現実的に及ぼさない態様での利用行為</p>	非公表希望			富士通株式会社
65②		<p>《教育支援サービス》</p> <p>ICTを活用しより質の高い教育の実施を可能とするサービスとして、例えば、授業に用いる教材を作成するための素材を、サービス事業者が、教育を担任する者、授業を受ける者のために用意することが考えられる。素材の提供は、著作権者が行う場合だけでなく、サービス事業者が、遠隔地にある素材(第三者の著作物)を写真撮影したものや、インターネット上に散在する第三者の著作物を、教材素材として利用しやすいように分類したものを、教育支援DBに保存して提供することも考えられる。現行法下では、こうしたサービス事業者による第三者の著作物のDBへの保存(複製)・提供行為(公衆送信)は、それが非営利の教育機関に対するサービスとして限定されて提供されるとしても、著作権侵害となり実現できない。</p>					
65③		<p>《障がい者等支援システム》</p> <p>障がい者や高齢者等の情報へのアクセシビリティに支障のある者に対する支援に、クラウド及び情報端末を活用することによりサービスを向上させることが可能。</p> <p>例えば、事業者が、著作物から障がい者等が視聴するデータ(音声、文字、映像等)を作成して、データベースに蓄積し、障がい者等の求めに応じて提供する場合が考えられるが、事業者によるDBへの蓄積は著作権法上許容されていない。</p>					